37	1.0227	1.0107	1.0150
45	1.0215	1.0106	1.0128
55	1.0258	1.0032	1.0171
75	1.0192	1.0032	1.0117
90	1.0095	1.0032	1.0117
110	1.0138	1.0042	1.0074
150	1.0126	1.0042	1.0116
185～375	1.0084	1.0042	1.0116

備考４　事業者ごとの出荷台数において、備考３に掲げる３定格（６定格）を含み出荷する場合、それぞれの定格ごとの台数を求めるために、表５に掲げる台数比率を用いるものとする。算出にあたっては、小数点以下１桁を四捨五入して整数値とし、端数の台数調整が生じる場合は、台数比率の最も高い定格での調整を行うこととする。

表５　３定格（６定格）における各電圧・周波数の台数比率

⑴　200ボルト、220ボルトの３定格

定格電圧	200ボルト		220ボルト
定格周波数	50ヘルツ	60ヘルツ	
台数比率	50パーセント	30パーセント	20パーセント

⑵　400ボルト、440ボルトの３定格

定格電圧	400ボルト		440ボルト
定格周波数	50ヘルツ	60ヘルツ	
台数比率	50パーセント	30パーセント	20パーセント

⑶　200ボルト、220ボルト、400ボルト、440ボルトの６定格

定格電圧	200ボルト		220ボルト	400ボルト		440ボルト
定格周波数	50ヘルツ	60ヘルツ		50ヘルツ	60ヘルツ	
台数比率	40パーセント	25パーセント	10パーセント	10パーセント	５パーセント	10パーセント

２　表示事項等

２－１　表示事項

モータのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名
ロ　定格出力
ハ　極数
ニ　定格電圧
ホ　定格周波数又は基底周波数
ヘ　使用の種類
ト　エネルギー消費効率
チ　効率クラス
リ　製造事業者等の氏名又は名称

２－２　遵守事項

⑴　２－１のトに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をパーセント単位で小数点以下１桁まで表示すること。

⑵　２－１のチに掲げる効率クラスは、定格電圧・周波数ごとに記載すること。ただし、各定格電圧・周波数での効率クラスが全て共通している場合にあっては、１種類の記載とすることもできる。

⑶　２－１に掲げる表示事項の表示は、モータ本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。また、性能に関する表示のあるカタログ又は機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所にも容易に消えない方法で記載して行うこと。

３　エネルギー消費効率の測定方法

⑴　１のエネルギー消費効率は出力をワットで表した数値を、入力をワットで表した数値で除した数値とし、当該数値は次の式により算出するものとする。

$E=(P_1-P_T)/P_1\times100$

この式において、E、P_1、P_T、P_1-P_Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E　：エネルギー消費効率（単位　パーセント）
P_1：定格負荷温度試験に従った定格負荷試験からの入力（単位　ワット）
P_T：全損失（単位　ワット）
P_1-P_T：出力（単位　ワット）

⑵　P_1及びP_Tは日本工業規格（以下「JIS」という。）C4034－２－１（2011）「回転電気機械－第２－１部：単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法」に規定する方法により測定した入力及び全損失とする。

⑶　測定方法は、商用電源においてJIS　C4034－２－１（2011）「回転電気機械－第２－１部：単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法」に規定する不確かさ「低」の試験方法による。

備考　JIS　C4034－30（2011）「第30部：単一速度三相かご形誘導電動機の効率クラス（IEコード）」に規定する補助装置が付いた電動機の効率試験は、補助装置が電動機の構造に必須の部分でない限り、補助装置を取り付けない状態で行う。また、インバーター駆動専用に作られた電動機については、インバーターで駆動させず、商用電源で測定を行う。

附　則

この告示は、平成二十五年十一月一日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

○経済産業省告示第二百三十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、エル・イー・ディー・ランプの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年十一月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

エル・イー・ディー・ランプの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

１　判断の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第28号に掲げるエル・イー・ディー・ランプ（以下「ＬＥＤランプ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年４月１日に始まり平成30年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するＬＥＤランプのエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。